

令和7年8月29日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中 核 市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

第1次国土強靱化実施中期計画期間における 強靱化整備見込みの把握等について

都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）におかれては、日頃より、国土強靱化のための障害福祉サービス事業所等の整備にご尽力いただき、感謝申し上げます。

今般、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定。以下「実施中期計画」という。）」が定められたことを踏まえ、以下のとおり、国土強靱化施策としての社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象事業について明確化するとともに、各都道府県等において管内の障害福祉サービス事業所等の強靱化整備の実施状況等を把握した上で、「実施中期計画期間中における強靱化整備の見込み（以下「強靱化整備見込み」という。）」を報告いただくこととしました。

各都道府県等におかれては、国土強靱化の更なる促進のため、当該見込みの報告について御協力いただくとともに、報告した見込みに沿って取組を進めていただくようお願いいたします。

1 国土強靱化対策の経緯について

国土強靱化対策については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）」や、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定。以下「5か年加速化対策」という。）」に基づいて取組が進められてきたが、今般、5か年加速化対策に続く計画として、実施中期計画が定められ、施策の一層の重点化を図るとともに、災害に屈しない強靱な国土づくりを進めることとされた。

この実施中期計画においては、「推進が特に必要となる施策」に社会福祉施設等の耐災害性強化対策が位置づけられるとともに、施策毎の目標が定められてお

り、当該目標達成に向けた積極的な取組が求められている。

加えて、先日、内閣官房国土強靱化推進室の主催により都道府県説明会が開催され、実施中期計画を踏まえた地域計画の内容充実について求められたところ。

障害福祉サービス事業所等における強靱化整備については、先般の能登半島地震において、福祉避難所として指定を受けた障害福祉サービス事業所等が被災し、避難所として開設できなかったことや、多くの障害者等は避難が難しく、被災した障害福祉サービス事業所等に留まった等の実態からも明らかなように、障害者等の命の安全に関わる喫緊の課題である。

このため、これまでも、(独)福祉医療機構が実施する福祉貸付事業における優遇融資の対象とすること等による法人の負担軽減等の対策を実施してきたが、会計検査院から強靱化整備の実施率が低調であることを指摘される等の課題が生じている。

各都道府県等におかれては、これらの実態を踏まえ、実施中期計画期間中において必要な予算措置や各種調整等を行い、主体的かつ積極的な整備を早急に進めていただきたい。

【参考】実施中期計画における目標

- ① 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約 22 万施設）の耐震化率 99.47%【R2】 → 99.71%【R12】 → 100%【R52】
- ② 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約 22 万施設）のうち、倒壊のおそれのあるブロック塀の改修が必要とされる施設（全国約 500 施設）の対策完了率 20%【R4】 → 53%【R12】 → 100%【R52】
- ③ 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約 22 万施設）のうち、洪水、内水、高潮又は津波による浸水が想定される区域内にある等、水害対策（止水板設置、浸水深以上の階への避難手段確保等）が必要とされる施設（全国約 4,200 施設）の対策完了率 4%【R4】 → 24%【R12】 → 100%【R37】
- ④ 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約 22 万施設）のうち、大規模地震時にも対応可能な非常用自家発電設備（3日分の電力確保）の強化が必要とされる施設（全国約 7,600 施設）の対策完了率 12%【R4】 → 49%【R12】 → 100%【R20】

2 社会福祉施設等施設整備費補助金における国土強靱化対策について

国土強靱化としての社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象事業について、以下のとおり明確化する。

※ 下線は、「令和7年度当初予算等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について（令和7年4月4日社援発 0404 第 32 号）厚生労働省社会・援護

(1) 耐震化整備について

- ① 新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以前に建設された障害福祉サービス事業所等（既に耐震化整備を完了している場合を除く。）の改築、老朽民間社会福祉施設整備、大規模修繕等
- ② 新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以前に建設された障害福祉サービス事業所等（賃貸を含む。既に耐震化整備を完了している場合を除く。）から、新耐震基準を満たす別の建物への移転等（創設、大規模修繕等）
- ③ 新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以前に建設された障害福祉サービス事業所等（既に耐震化整備を完了している場合を除く。）の廃止と一体的に実施される障害福祉サービス事業所等の創設
なお、新耐震基準施行以前に建築された障害福祉サービス事業所等の廃止と、新たな障害福祉サービス事業所等の創設が一体的に行われる場合は、同一敷地内であることを問わない。
- ④ 新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以前に建設された障害者支援施設等（既に耐震化整備を完了している場合を除く。）の改築に当たって、障害者支援施設等の入所定員を削減し、共同生活援助事業所や短期入所事業所の整備を一体的に行う場合
※ 耐震化整備における大規模修繕等は、耐震化に資する内容に限る（天井等非構造部材の落下防止対策、地震被害の防止・軽減に資する老朽化対策等）。

(2) ブロック塀等の改修整備について

- 安全点検の結果、問題があるブロック塀（組積造又はコンクリートブロック造）の改修

(3) 水害対策強化整備について

- 対象区域（※）に所在する通所系サービスを含む全ての障害福祉サービス事業所等において行われる水害対策のための施設整備事業であって、大雨等の災害に備えて、利用者が円滑で安全な避難等を行うために必要な整備。

（例）

- ・ エレベーター未設置の障害福祉サービス事業所等へのエレベーター設置工事
- ・ 車椅子での迅速な避難を促進するための、スロープ設置工事
- ・ 事業所等内の備蓄物資の倉庫や給水装置等の設置
- ・ 施設の安全な場所に避難するために、利用者や職員が避難できるような十分なスペース確保のための改修工事

- ・ 非常用自家発電設備等の電気設備を水害から守るために、事業所等の屋上等に移設するための工事
- ・ 事業所等の出入り口からの浸水や土砂流入を防ぐための止水板等の設置工事
- ・ 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する障害福祉サービス事業所等の安全を確保する観点から、事業所等において水害対策のための移転改築整備を図るもの

※ 水害対策のための施設整備が既の実施されている障害福祉サービス事業所等においても、利用者の更なる安全確保のために追加で異なる整備を実施することも可能。

※ 対象区域

- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律 201 号）第 39 条により指定された災害危険区域に所在する障害福祉サービス事業所
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条により、都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域又は同法第 9 条により都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域内に所在する障害福祉サービス事業所
- ・ 特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条により指定された浸水被害防止区域並びに特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）附則第 2 条により、なお従前によるとされた都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域）
- ・ 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条により、都道府県知事が、洪水浸水想定区域として指定した区域内に所在する障害福祉サービス事業所
- ・ 水防法第 14 条の 2 により、都道府県知事又は市町村長が、雨水出水浸水想定区域として指定した区域内に所在する障害福祉サービス事業所
- ・ 水防法第 14 条の 3 により、都道府県知事が、高潮浸水想定区域として指定した区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 津波防災地域づくりに関する法律第 53 条により、都道府県知事が指定した津波災害警戒区域又は同法第 72 条により都道府県知事が指定した津波災害特別警戒区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 地すべり等防止法第 3 条により、主務大臣が指定した地すべり区域又は地すべり防止区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条により、都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域内に所在する障害福祉サービス事業所等
- ・ その他、水害における被害の発生の危険性が認められ、各自治体の地

域防災計画等により指定されている障害福祉サービス事業所等

(4) 非常用自家発電設備の整備について

- ① 一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった非常用自家発電設備の改造工事（燃料貯蔵用のタンクの設置等も含む）
- ② 土砂災害等に備えた障害福祉サービス事業所等の一部改修に伴う緊急災害用の自家発電設備の整備
- ③ 太陽光等の再生可能エネルギーによる自家発電設備の導入、電気自動車の充電スタンド設置等多様なエネルギーを活用した電源確保に伴う整備

※ 非常用自家発電設備が設置されている場合でも、既存設備において 72 時間分の電源が確保できない場合は、その設備の改造や、別の自家発電設備の整備を行うことを可能とする。

3 障害者支援施設の強靱化整備と障害福祉計画との整合性について

障害者支援施設の整備については、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号。以下「基本指針」という。）において、「令和 4 年度末の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、（中略）令和 8 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、（中略）施設の老朽化等による改築時にはその定員を見直してグループホームやショートステイの整備を合わせて行う事を基本とすること等の取組を推進することが求められることを考慮」し、令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5 パーセント以上削減することを基本としている。

このため、強靱化対策においても、障害者支援施設の整備については、可能な限り、当該整備前・後の施設入所者数と、都道府県等の障害福祉計画における施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標並びに基本指針との整合性に留意すること。

なお、当該基本指針は令和 6 年度から令和 8 年度までの第 7 期障害福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項を定めているものであり、令和 9 年度以降は本指針を改正し新たな基本指針を策定する予定である。

4 「第 1 次国土強靱化実施中期計画期間における強靱化整備の見込み」について

都道府県等においては、実施中期計画期間において着実に強靱化整備を進めるため、（1）作成要領に沿って「別紙_第 1 次国土強靱化実施中期計画期間における強靱化整備見込み」を作成し報告すること。

なお、強靱化整備見込みは、今後、各年度に進捗状況を報告していただくことを予定している。その際、令和 9 年度以降の新たな基本指針の策定に伴う都道府県等障害福祉計画の策定や、各都道府県等における強靱化整備の進捗に応じ、適

宜見直していただくこと等を想定しているので、予めご承知おきいただきたい。

(1) 作成要領

シート「強靱化整備見込み」

① 共通事項

- a 都道府県等において、耐震化整備、ブロック塀の改修整備、水害対策強化整備、非常用自家発電設備整備のそれぞれについて、2で明確化した社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象範囲を踏まえた上で、対策が必要な全ての障害福祉サービス事業所等を選定し、「対策が必要な施設数」に記載すること。
- b aのうち利用者の状態像や人数、築年数（昭和56年6月1日の耐震基準改正よりも前であるか等）や立地（浸水想定区域の最大浸水深別事業所数等）、及び福祉避難所の指定状況（見込みを含む）等を総合的に勘案の上、実施中期計画期間（令和8から12年度までの5年間）内に対策が必要な障害福祉サービス事業所等を選定し、対策が必要な障害福祉サービス事業所等数、実施中期計画期間内の各年度における整備目標数、調整未了の事業所等数を記載すること。

※ 令和8年度の整備目標数については、令和7年度中に整備を予定している事業所等（既に内示済みのものを除く）の数を含めること。

- c bによる対策が必要な障害福祉サービス事業所等の選定に当たっては、建設時期や立地等の客観的に確認可能な情報を基に検討することを基本としつつ、これによりがたい場合は、障害福祉サービス事業所等へのヒアリングや過去に実施した調査の結果、各対策のこれまでの進捗等を踏まえて設定すること。
- d 強靱化対策を講じる必要があるにも関わらず講じられていない全ての障害者支援施設、療養介護事業所については、原則、実施中期計画期間（令和8年度から12年度までの5年間）内に施設等の強靱化対策を実施すること。また、その整備に当たっては、3の障害福祉計画との整合性について留意すること。
- e 様式中「実施中期計画期間内に対策が必要な施設数」は、以下の方法により設定すること。
 - ・ 実施中期計画期間内に対策が必要な障害福祉サービス事業所等について、各事業所等と調整の上、具体的な強靱化整備の実施予定時期に計上すること。
 - ・ 整備の実施時期に係る調整が完了していない障害福祉サービス事業所等については、「調整未了」の事業所数の欄に計上すること。

② ブロック塀等改修整備

倒壊の危険性がある塀を有する障害福祉サービス事業所等の確認が困難な場合は、平成30年12月時点における緊急調査により、倒壊の危険性が確認されたブロック塀を有する障害福祉サービス事業所等のうち、令和7年3月までに改修整備が完了していない障害福祉サービス事業所等としても差し支えない。

シート「令和8年度整備予定」

- ・ 「金額（単位：千円）」には、施設区分ごとに施設等の事業費の総額を記載すること。なお、金額が確定していない施設等については、概数で差し支えない。
- ・ 「令和8年度（※1）」の「件数（単位：件）」には、シート「強靱化整備見込み」に記載する「令和8年度（※）」の施設数を記載すること。
- ・ 「検討中（※2）」には、現時点で令和8年度に整備の予定が確定していないもののうち令和8年度中の整備も検討している施設等、及び、令和9年度以降の整備予定であるもののうち令和8年度に整備を前倒す検討をしている施設等について記載すること。

（2）提出方法

① 送付ファイル

- ・ 別紙_第1次国土強靱化実施中期計画期間における強靱化整備見込み.xlsx

② 提出期限

- ・ シート「強靱化整備見込み」 令和8年1月30日（金）
- ・ シート「令和8年度整備予定」 令和7年9月30日（火）

③ 提出方法

- ・ ④の提出先までメールで提出すること。
- ・ 集計の都合上、様式は必ず Excel ファイルのまま提出すること（PDF形式での提出不可）

④ 提出先

【障害福祉サービス事業所等】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課福祉財政係

Mail : fukuzai@mhlw.go.jp

【保護施設等】

厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室自立支援係

Mail : seihojiritsu@mhlw.go.jp

【女性自立支援施設等】

厚生労働省社会・援護局地域福祉課女性支援室調整係

Mail : josei-sien01@mhlw.go.jp

問合せ先

○ご質問はこちらのフォームよりご連絡ください。

○提出期限に関するご相談等は、大変お手数をおかけしますが、以下のメールアドレス宛送付ください。

【障害福祉サービス事業所等】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課福祉財政係

fukuzai@mhlw.go.jp

【保護施設等】

厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室 自立支援係

seihojiritsu@mhlw.go.jp

【女性自立支援施設等】

厚生労働省社会・援護局地域福祉課女性支援室 調整係

josei-sien01@mhlw.go.jp